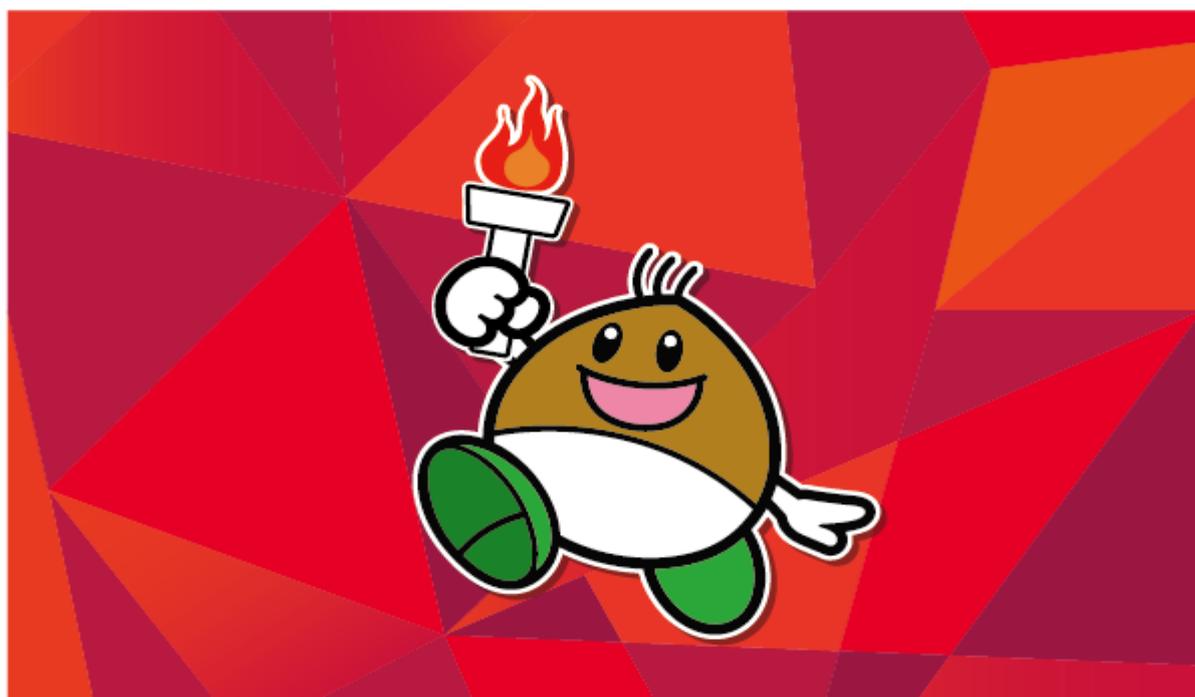


わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会

第3回宿泊衛生専門委員会

（書面開催）



2025

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

RITTO

書面議決日：令和6年12月20日（金）

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会
第3回宿泊衛生専門委員会

次 第

◎ 報 告 事 項

第1号報告 滋賀県の選定基準に適合している施設として紹介を受けた弁当調製施設
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 2

第2号報告 栗東市弁当調製施設二次募集要領に基づく選定申請事業所及び弁当調製
施設選定基準に基づく弁当部会での審査結果について・・・・・・・・P 2

◎ 審 議 事 項

第1号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポにおける栗東市弁当調製施設の指定につ
いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 2

(参 考 資 料)

資料1 栗東市弁当調製施設（二次募集）審査結果一覧・・・・・・・・p 3

資料2 わた SHIGA 輝く国スポ栗東市弁当調達要項・・・・・・・・p 4

資料3 栗東市弁当調製施設二次募集要領・・・・・・・・p 6

資料4 栗東市弁当調製施設選定基準・・・・・・・・p 8

資料5 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会専門委員会規程・・・・p 10

◎報告事項

報告事項1

滋賀県の選定基準に適合している施設として紹介を受けた弁当調製施設について

事業所名	所在地
ほっともっと栗東霊仙寺店	栗東市霊仙寺六丁目7番27号
ほっともっと栗東中学校前店	栗東市川辺115-1

報告事項2

栗東市弁当調製施設二次募集における選定申請事業所及び弁当調製施設選定基準に基づく弁当部会での審査結果について（「資料1」参照）

栗東市弁当調製施設二次募集要領に基づき、栗東市の弁当調製施設に選定申請（県からの斡旋施設を含む）のありました下記事業所を、「弁当部会で選定基準により審査した結果、弁当調製施設選定基準に適合している」旨の報告がありました。

事業所名	所在地	審査結果
ママ'sキッチン	栗東市安養寺一丁目12番1号 シルクルーム102	適合
ほっともっと栗東霊仙寺店	栗東市霊仙寺六丁目7番27号	適合
ほっともっと栗東中学校前店	栗東市川辺115-1	適合

◎審議事項

審議事項1

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポにおける栗東市弁当調製施設の指定について

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市弁当調製施設二次募集要領に基づき応募のありました（県からの斡旋施設を含む）下記施設について、弁当部会から「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市弁当調製施設選定基準を満たしており、栗東市弁当調製施設に指定するよう」具申がありましたので、わた SHIGA 輝く国スポ栗東市弁当調達要項7に基づき、栗東市弁当調製施設として指定することについて審議するものです。

No.	申請者 (法人の場合は名称)	事業所名称	所在地
1	土居 美智子	ママ'sキッチン	栗東市安養寺一丁目12-1シルクルーム102
2	㈱プレナス 山口 大輔	ほっともっと栗東霊仙寺店	栗東市霊仙寺六丁目7-27
3	合同会社ホットイツ 松田 有民	ほっともっと栗東中学校前店	栗東市川辺115-1

わたしたSHIGA輝く国スポ・障スポ栗東市弁当調製施設（二次募集）審査結果一覧表 No. 1

申請者	施設名	適合	適合	適合
基本条件	ママ's キッチン	ほっともつと栗東霊仙寺店	ほっともつと栗東霊仙寺店	ほっともつと栗東中学校前店
	R11.10.31	R12.10.31	R7.10.31	
	連携可	連携可	連携可	連携可
	栗東市安養寺1-12-1	栗東市霊仙寺6-7-27	栗東市川辺115-1	
1 国民スポーツ大会への提供（いずれかの日に100食以上）	■可 □不可	■可 □不可	■可 □不可	■可 □不可
	9月28日(日) 100食	9月28日(日) 200食	9月28日(日) 200食	9月28日(日) 200食
	9月29日(月) 食	9月29日(月) 200食	9月29日(月) 200食	9月29日(月) 200食
	9月30日(火) 食	9月30日(火) 200食	9月30日(火) 200食	9月30日(火) 200食
	10月1日(水) 食	10月1日(水) 200食	10月1日(水) 200食	10月1日(水) 200食
	10月2日(木) 食	10月2日(木) 200食	10月2日(木) 200食	10月2日(木) 200食
2 第三者に委託することなく国民スポーツ大会へ提供できる可能食数	■可 □不可	■可 □不可	■可 □不可	■可 □不可
3 前日午後8時までの受注に対し、当日午前11時の納入	■可 □不可	■可 □不可	■可 □不可	■可 □不可
4 実行委員会が定める単価に応じた調製	■可 □不可	■可 □不可	■可 □不可	■可 □不可
5 栗東市の特色（地元食材）を活かした弁当調製	■可 □不可	■可 □不可	■可 □不可	■可 □不可
6 栄養面及び食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供	■可 □不可	■可 □不可	■可 □不可	■可 □不可
7 実行委員会が指定（準備）する容器・包装紙等での提供	■可 □不可	■可 □不可	■可 □不可	■可 □不可
8 実行委員会が指定するメニューでの調整	■可 □不可	■可 □不可	■可 □不可	■可 □不可
9 冷蔵庫などの適切な温度管理のできる車両等または実行委員会が準備した保冷車への搬入	■可 □不可	■可 □不可	■可 □不可	■可 □不可
10 実行委員会が指定する日時・場所での搬入容器等の回収	■可 □不可	■可 □不可	■可 □不可	■可 □不可
11 実行委員会が指定する弁当付商品の提供（割り箸、爪楊枝、お手拭き、持ち運び用のビニール袋、お品書き等）	■可 □不可	■可 □不可	■可 □不可	■可 □不可
12 弁当献立、サンプル（試食弁当）、及び写真の提供	■可 □不可	■可 □不可	■可 □不可	■可 □不可
13 荒天等による大会変更又は中止による実行委員会の指示への対応	■可 □不可	■可 □不可	■可 □不可	■可 □不可
14 苦情の対応（弁当に関する苦情を直接受けた場合の対応及び速やかな実行委員会への報告）	■可 □不可	■可 □不可	■可 □不可	■可 □不可
15 弁当容器に実行委員会が示す項目のラベルシールの添付（名称、消費期限、保存方法、製造者名、製造所所在地、原材料名、アレルギー原因物質、遺伝子組換え、原料米の産地等食品衛生法等によって規定される表示及び実行委員会が指示する表示）	■可 □不可	■可 □不可	■可 □不可	■可 □不可
16 過去3年間の食中毒の事故歴	■無 □有	■無 □有	■無 □有	■無 □有
17 食品衛生監視票が調査時点または令和7年2月末までに80点以上取得	■可 □不可	■可 □不可	■可 □不可	■可 □不可
18 HACCPに沿った衛生管理に取り組み等、施設の管理運営及び整備が食品衛生法に基づき適正になされている	■可 □不可	■可 □不可	■可 □不可	■可 □不可
19 検査食として、原材料及び調理済み食品ごとに50g程度を清潔な容器に密封し、マイナス20℃以下で2週間以上保存	■可 □不可	■可 □不可	■可 □不可	■可 □不可
20 大会開催前の1ヶ月以内に検便検査の実施	■可 □不可	■可 □不可	■可 □不可	■可 □不可
21 開催期間中の食品賠償保険等への加入（死亡後遺症補償額1事故1億円以上）	■可 □不可	■可 □不可	■可 □不可	■可 □不可
信用状況	■無 □有	■無 □有	■無 □有	■無 □有
	市税滞納	市税滞納	市税滞納	市税滞納
	■無 □有	■無 □有	■無 □有	■無 □有
	■無 □有	■無 □有	■無 □有	■無 □有
	■無 □有	■無 □有	■無 □有	■無 □有

わた SHIGA 輝く国スポ栗東市弁当調達要項

1 趣旨

この要項は、栗東市で開催する「わた SHIGA 輝く国スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者（以下「大会参加者等」という。）に幹旋又は支給する弁当の調達について、必要な事項を定める。

2 実施方法

大会参加者等の弁当調達に係る業務は、関係機関、関係団体等の協力を得て、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施するものとする。

3 弁当調達計画

実行委員会は、弁当の調達に当たり、あらかじめ必要数を把握し、適切な弁当調達計画を作成するものとする。

4 弁当の種類

弁当の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 幹旋弁当 選手、監督、視察員及び報道員に幹旋する弁当をいう。
- (2) 支給弁当 競技役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。

5 調達期間

調達期間は、幹旋弁当にあつては大会の開催期間、支給弁当にあつては大会の準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。

6 弁当の料金

弁当料金は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 幹旋弁当（お茶付き） 1,100 円以内（消費税別）
- (2) 支給弁当（お茶付き） 1,100 円以内（消費税別）

※消費税については、開催時の税率を適用するものとする。

7 弁当調製施設の指定

実行委員会は、宿泊衛生専門委員会弁当部会が選考した施設と協議し、適正と認めた施設を弁当調製に係る施設（以下「弁当調製施設」という。）に指定するものとする。

8 指定取り消し

実行委員会は、第7項により指定を受けた弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消すことができる。

- (1) 食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取り消し、営業の全部又は一部の禁止若しくは期間を定めての停止処分を受けたとき。
- (2) 食品衛生法その他関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
- (3) 弁当調製施設の業務を無断で第三者に委託したとき。
- (4) その他実行委員会が不相当と認めたとき。

9 弁当引換所の設置及び運営

実行委員会は、競技会場に弁当引換所を設置し、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行うものとする。

10 準用

第2項から第9項までの規定は、必要に応じて栗東市で開催される競技別リハーサル大会に準用する。

11 補則

この要項に定めるもののほか、弁当の調達について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和6年2月6日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市弁当調製施設二次募集要領

1 趣旨

この要領は、栗東市で開催する「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者に斡旋し、又は支給する弁当の調製施設の募集を行うために必要な事項を定める。

2 業務内容

弁当の調製、会場への配達及び弁当容器の回収

3 応募要件

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市弁当調製施設選定基準を満たすこと。

4 応募方法

次の書類を 8 の「提出・問合せ先」へ郵送又は持参により提出すること。

- (1) 選定申請書（様式第 1 号）
- (2) 弁当調製施設調査票（様式第 2 号）
- (3) 市税の納税証明書（応募日以前 3 か月以内のもの。課税されている全税目が記載されている納税証明書。）
- (4) 営業許可証の写し
- (5) 誓約書（応募時に食品衛生監視票が 80 点以上でない場合）（別紙）

5 募集期間

令和 6 年 11 月 14 日（木）から令和 6 年 12 月 4 日（水）まで

持参だけでなく郵送の場合であっても、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（※土曜日、日曜日は除く）必着のこと。

6 選定方法

提出された選定申請書等に基づき審査を行い、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が弁当調製施設を選定する。選定の結果、指定となった事業者へは選定結果通知書（様式第 3 号）、指定できなかった事業者へは選定結果通知書（様式第 4 号）にて通知する。

7 その他

- (1) 各様式は市実行委員会（栗東市役所国スポ・障スポ推進課）のホームページからダウンロードすること。
- (2) 書類の郵送費用等応募に要する費用は応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。また、必要に応じて複写することがあるが、市実行委員会の弁当調達関係業務及び県実行委員会との情報共有や、管轄保健所による食品衛生指導以外には使用しない。なお、法令等の規定に基づき開示を求められた場合を除き、第三者に提供又は開示しない。
- (4) 弁当調製施設として選定された場合でも、発注を確約するものではない。
- (5) 数量及び配達場所については、市実行委員会の指示によるものとする。
- (6) 滋賀県南部健康福祉事務所（草津保健所）の立入調査（拭き取り検査、収去検査）が実施されることがある。
- (7) 今後の予定については、選定された事業者に連絡する。

8 提出・問合せ先

〒520-3088

栗東市安養寺一丁目13番33号

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会事務局（教育委員会国スポ・障スポ推進課内）

TEL：077-551-0661

FAX：077-551-0149

E-mail：kokusupo@city.ritto.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.ritto.lg.jp>

国スポ・障スポ推進課

附則

この要領は、令和6年5月8日から施行する。

附則

この要領は、令和6年11月13日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市弁当調製施設選定基準

1 趣旨

この基準は、栗東市で開催する「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ大会」（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者に斡旋し、又は支給する弁当の調製施設の選定基準について、必要な事項を定める。

2 大会に対しての理解と協力

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市開催基本方針を理解し、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う弁当調達業務に対して協力的であること。

3 選定基準

(1) 基本条件

- ア 食品衛生法等の関係法令の規定により営業許可を受けていること。
- イ 弁当調達業務の運営に万全を期するため、実行委員会と指定弁当調製施設において円滑な業務の連携ができること。
- ウ 栗東市内に本社または製造所を有する弁当調製施設であること。ただし、実行委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。

(2) 施設の衛生管理

- ア 選定時点において過去3年間に食中毒の事故歴がないこと。
- イ 食品衛生監視票が調査時点において80点以上であること、もしくは令和7年2月末日までに保健所の食品衛生監視を受け当該監視票で80点以上となること（別紙「誓約書」を提出のこと）。
- ウ HACCPに沿った衛生管理に取り組む等、施設の管理運営及び整備が食品衛生法に基づき適正になされていること。
- エ 提供食数にかかわらず、検食は調理済み食品を食品ごとに50g以上ずつ清潔な容器に入れ、-20℃以下で2週間以上保存すること。同一内容の食品を1回300食以上又は1日750食以上調理する場合は、前記の規定による保存のほか、当該食品の原材料ごとに50g以上ずつ清潔な容器に入れ、-20℃以下で2週間以上保存すること。
- オ 食品に直接接触する作業に従事する者全員に対し、大会前1ヵ月以内に検便検査（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むもの）を実施すること。なお、実行委員会が必要と認めた場合は、ノロウイルスの検便も実施すること。
- カ 死亡後遺障害補償額が、1事故1億円以上の食品賠償保険等に加入していること、もしくは国スポ・障スポ開催期間中に加入できること。

(3) 施設の調製能力

- ア 第三者に委託することなく、弁当の調製ができること。
- イ 大会時の提供可能数が、いずれか1日以上で100食以上あること。
- ウ 前日午後8時までの受注に対し、当日午前11時の納入が可能であること。
- エ 実行委員会が定める単価に応じた調製が可能であること。
- オ 栗東市の特色を活かした弁当の調整が可能であること。
- カ 栄養面及び食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供が可能であること。
- キ 実行委員会が指定（準備）する容器・包装紙等での提供が可能であること。
- ク メニューの日替わりが3日以上可能であること。

(4) 施設の対応能力

- ア 冷蔵庫などの適切な温度管理のできる車両等により実行委員会が指定する日時及び場所または、実行委員会が手配・準備した保冷車の待機場所に指定する日時までに搬入できること。また、同日に容器等を回収できること。
- イ 弁当付属品として、お茶、箸・爪楊枝・お手拭き及び持ち運び用ビニール袋の納入ができること。
- ウ 実行委員会が指定する日時に、弁当献立、サンプル（試食弁当）、及び写真の提供が可能であること。
- エ 荒天等により大会が変更又は中止になった場合に、弁当の調製および納入について実行委員会の指示に対応できること。
- オ 弁当容器に実行委員会から配布するラベルシール（弁当の名称、消費期限、原材料名（食品添加物、アレルギー（特定原材料）、遺伝子組み換え等の表示を含む。）保存方法、製造所所在地・製造者名、その他食品表示関係法令により規定される表示、提供後速やかに食べてもらう注意喚起、持ち帰りを禁止する表示）の貼付ができること。
- カ 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

(5) 信用状況

- ア 栗東市の市税の滞納がないこと。
- イ 栗東市暴力団排除条例（平成23年条例第31号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団及び条例第2条第2号に規定する暴力団員又は密接関係者ではないこと。

附 則

この基準は、令和6年5月8日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年11月13日から施行する。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会会則（令和5年6月9日施行）第13条第3項の規定に基づき、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 専門委員会の名称並びにわたSHIGA輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 若干人

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員の中からわたSHIGA輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、又は議決することはできない。ただし、専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
- 5 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。
- 3 第3条から第5条まで並びに第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。
- 4 部会委員の任期は、専門委員の任期を準用する。
（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年6月9日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民運動に関すること。 5 観光・おもてなし（歓迎装飾）に関すること。 6 大会旗及び炬火イベントに関すること。 7 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技会の運営に関すること。 2 式典及び表彰式に関すること。 3 競技施設及び関連施設の整備に関すること。 4 競技用具の整備に関すること。 5 競技役員等の養成及び編成に関すること。 6 その他競技、式典に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊及び配宿計画に関すること。 2 環境衛生及び食品衛生に関すること。 3 医療救護に関すること。 4 医事衛生に関すること。 5 防疫計画に関すること。 6 標準献立及び食品調達に関すること。 7 その他宿泊及び衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送交通に関すること。 2 交通及び駐車場対策に関すること。 3 消防及び警備に関すること。 4 その他輸送及び交通に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。